

非正規格差なくそう④

正規労働者と非正規労働者の賃金や福利厚生などで格差是正を求める改定法が4月1日から施行されます(中小企業は2021年4月から)。「同一労働同一賃金」(安倍首相)には遠く格差を容認する側面があるものの、待遇改善につながる面も少なくなく、春闘でたたかいが始まっています。施行前に内容や実態を見てみます。

改定法施行

不合理な待遇差を禁止

置の変更範囲(転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲)、③その他の事情(労使慣行など)のの違いに応じて決定する必要がありとしています。正規社員と比べて職務

抽象的理由ダメ
これは「均等待遇」として一定の格差を容認するものですが、厚生労働省の指針では、「パートだから」将来の役割期待が異なるため「など主観的抽象的理由で差をつけることは認められません。正規社員と比べて職務

内容や、転勤・昇進など配置の変更範囲が同じであれば、差別的取り扱いが禁止され、「均等待遇」が求められます。(9条) 定年後に継続雇用された有期労働者にも法律が適用されます。

指針では、不合理かどうかは「さまざまな要素を総合的に考慮して判断

務手当を創設するなどして「格差是正」を行いたい。厚労省指針は、法改正の目的は「待遇改善による格差是正」であり、労使の合意もなく正社員の待遇を引き下げて是正をはかることは「望ましくない」と明記しています。郵政産業労働者ユニオ

「同一であれば同一の支給、違いがあれば違いに応じた支給」として指針では、「管理職コースの正社員の基本給が、同じ仕事をするパート社員より高い」などのケースは問題にならないとしています。職務内容が同じでも「人材活用の仕組み」などを理由に格差を容認するもので、見直しが必要です。

能力や成果などの評価については公正な評価が求められます。【賞与(一時金)】「会社への貢献度が同じなら、非正規社員にも正規社員と同じ支給をしなければなりません。正規社員全員に職務内容にかかわらず支給していれば、非正規社員にも何らかを支給しなければならぬ」としています。ただし、「会社への貢献」といっても客観的評価が難しく、恣意(しい)的判断で不当な格差を許さない取り組みが求められます。(つづく)

コロナ経済対策 「現金補償こそ」 国会前スタンディング



新型コロナウイルス被害の経済対策として、「お肉券」や「お魚券」などを発行する構想が自民党内で出ていることに抗議するスタンディングが27日、国会正門前で行われ、緊急で

2018年成立の「働き方改革法」に盛り込まれたもので、基本給や手当などについて「不合理な待遇差」を設けることが禁止されました。(8条)

事業主は、非正規社員の待遇について、正規社員と比べて、①職務内容(業務内容と責任の程度)、②職務内容・配



非正規差別の是正を求めて提訴した日本郵政の労働者＝2月14日、東京都千代田区

される」として格差を容認しつつも、「継続雇用というだけで不合理ではないと認められるものではない」としています。企業の対応として、低い待遇の社員区分をつくらたり、正社員と非正規社員との職務内容の分離が予想されます。それでも、不合理な待遇差があれば解消が求められることに変わりはありません。

正社員の待遇を引き下げて格差を「是正」する企業も、日本郵政は、正社員の手当を廃止・削減して非正規社員に年始勤

賃金格差容認も 厚労省の指針では、具體的なケースを示しています。【基本給】 ①能力または経験の業

アメリカが太平洋・ビキニ環礁で強行した核実験(1950年代)による核被害を追及する「ビキニ核被災検証会」は29日、核実験に遭遇したマグロ船の主力母港だった高知県室戸市内でフィールドワー

クと元 交流会 太平 ンター 夫さん 室戸 人の元 証言記 活動を

ビキニ核被災 高知・室戸 交流

た。集 商品 「今す などと ードを ました 抗議 緊急で

全労連、全教や民青同 議員、吉良よし子参院 だと言調しました。 盟などをつくる「高校生 議員が出席しました。 全労働省労働組合の河 大學生、青年の雇用と 全教の山田真平執行委 村直樹副委員長は、「政 働くルールを求める連絡 員は、「報告書でも卒業 府の検討会では）新興企 会（就職連絡会）は30日、 生、学校、企業とも7割 業が人材を確保できない 衆院第2議員会館で日本 前後が一人一社制でいい と言っているが、ハロー 共産党国会議員団と懇談 と満足している。制度が 適切な学校を紹介してい なくれば内定が偏り、 ワークで相談に乗って、 し、高校生の就職活動を 不調になる」と指摘。必 宮本議員は、「高校生 社制を破壊し、民間人材 要なのは就活ハラスメン ト是正やハローワークの は正社員の募集がなくな 方針について議論しまし 正規職員化、人間らしく り、中小企業は正社員で 採用できなくなり、お互

非正規格差なくそう

④

厚生労働省の指針で は、各種手当や福利厚生 について正社員との「同 一の支給・利用」を求め ています。

（交代制など）手当 同一の危険度・作業環 境や同じ勤務形態の場 合、同額の手当を支払う 必要があります。

【その他】 食事手当、単身赴任手 当、地域手当なども同一 支給が必要です。

厚労省指針では

●各種手当

【時間外手当、深夜・ 休日手当】

時間外、深夜、休日手 当は法律で定められてお り、正規も非正規も同一 です。独自規定がある場 合も同じ手当・割増率が 必要です。

【特殊作業（危険性が ある作業）・特殊勤務 がある作業）が、同じ支給をしなければ



春闘での均等待遇・格 差是正の前進を訴える 生協労働パート部会幹 部（25日、東京都内

待遇差に説明義務課す

事業主の責任

【通勤手当・出張旅費】

地理的違いによる上限 額の違いは認められます

【食費、休憩室、更衣 室、転勤者用社宅】

同一の利用を保障しな

●福利厚生



2020年3月25日 全国生協労働組合連合会

「と強調しました。 吉良議員は、コロナウ イルス問題での内定取り 消し防止などが求められ ると指摘。全労連の布施 恵輔事務局次長は「大手 デパートで勤務ソフトま でもらった人が取り消さ れるなどひどい事例が広 がりつつある」と述べ、 コロナ問題でも雇用を守 るため力を合わせようと 議論しました。

連は27日、新型コロナ 府の責務として緊急の 措置を講ずることが 不可欠」としていま 場合の

は27日、新型コロナ 府の責務として緊急の 措置を講ずることが 不可欠」としていま 場合の

「適切な感染防止対 策や学生の修学支援措 置の実施を各私立大 学独自の措置や自助 努力のみに求めること

労働者を犠牲にす 日航解雇争争

都内6カ所 JAL不当解雇撤回 争議団と国民支援共闘 会議は27日夜、東京都

内6カ所 ナウイ

今今

のあし

いたため

無期雇用の短時間労働 者には正社員と同一の、 有期労働者も契約終了期 間を踏まえて同一の付与 が必要で。

【教育訓練】 同一の職務内容であれ ば同一の、違いがあれば 違いに応じた教育訓練を 実施しなければいけませ ん。

【家族手当・住宅手当】 具体例としてあげてい ませんが、「不合理な待 遇差は解消すべき」とし ています。

是正求めて前進

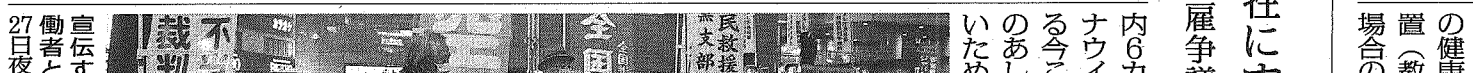
正社員との待遇差の内 容や理由について、事業 主に説明を求めることが できるようになりまし た。（14条）

これまでパート労働者 への「待遇の説明義務」が ありましたが、正規社員 との待遇差の内容・理由 について求めがあった場 合、説明義務が課せられ ます。これには有期や派 遣労働者も含まれます。 なかったり、正規社員の 処遇を引き下げて「是 正」をはかる回答もあり ました。

生協労働は「説明義務 を果たしていない」「非 正規の処遇改善という法 の趣旨から外れる」（柳 恵美子委員長）と指摘。 その上で、法改定につい て「差別解消、均等待遇 実現のチャンス。取り組 みすすめて、前進を勝ち 取る」と呼びかけてい ます。

生協労働は、春闘で法 改正も活用して是正を要 求。▽パートの家族手当 を正規と同額に引き上げ る▽特別休暇を正規と同 日数にする▽アルバイト

（27日夜



27日夜